

ケース3 (調停)

家庭裁判所での「調停分割がある場合」にご用意いただく書類

番号	✓	ご準備いただく書類等	注意点	入手先
1	<input type="checkbox"/>	死亡届		当金庫所定用紙
2	<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書		当金庫所定用紙
3	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所の調停調書謄本		家庭裁判所
4	<input type="checkbox"/>	調停で指定された相続人様の印鑑登録証明書	発行後6ヶ月以内 [相続手続依頼書]に実印を押印してください	市町村役場
5	<input type="checkbox"/>	調停で指定された相続人様の本人確認書類	免許書、個人番号カード等の顔写真付きの公的証明書(写真付きの証明書がない場合はご相談ください)	
6	<input type="checkbox"/>	ご相続預金の通帳・証書・キャッシュカード	紛失している場合は「相続手続依頼書」の喪失欄に✓を入れてください	
7	<input type="checkbox"/>	非課税(特別)貯蓄者死亡届出書	マル優(マル得)のご利用のある方	当金庫所定用紙
8	<input type="checkbox"/>	貸金庫鍵・カード	貸金庫契約がある方(開閉には相続人様全員の立会いが必要です)	
9	<input type="checkbox"/>	未使用小切手・手形用紙	当座預金契約がある方	
10	<input type="checkbox"/>	共通印鑑届	名義変更される方	当金庫所定用紙
11	<input type="checkbox"/>	相続預金等元利金受取書	現金で受け取る場合(原則は振込での受取とさせていただきます)	当金庫所定用紙
12	<input type="checkbox"/>	その他当庫所定の用紙	口座振替契約・投資信託・保険契約等がある場合 生前振出の手形・小切手の支払い呈示がある場合 等	当金庫所定用紙
13	<input type="checkbox"/>			

- 窓口に来店または郵送時、書類関係は原本をご持参またはご郵送ください。郵送の場合のみ、本人確認書類のみ写しを送付ください。当金庫にて原本確認後、書類返却は可能です。
- 相続の内容により上記以外の書類をお願いする場合がございます。ご了承ください。

特記事項

- 相続手続依頼書へは、調停で指定された方のみ署名、捺印ください。